

<川越市>

川越市・市道不正認定住民訴訟

市の「川越市道路線認定基準」では、市内にある道のうちどういう条件を充たしたものを市道とするかを決めている。条件を欠く道は原則として市道にできない。ところが、川合善明市長は条件を欠くことがわかっている土地を市道に認定して、舗装道路工事費用や余った土地の管理費用を市に支出させた。これは違法な支出だとして、川合善明氏や川越元市議の齊木隆弘氏らに道路整備費用など約 308 万円を川越市へ返還させるよう、川越市民有志が川越市を訴えた。事件の内容は本紙既報を参照して頂きたい。

http://www.gyouseinews.com/p2_1_kawagoeshi/p2_1_kawagoeshi.html#kawagoe32

第16回（令和3年2月3日）裁判傍聴記

「3年目」に突入した行政訴訟

2月3日（水）午後2時。さいたま地方裁判所で、提訴から足かけ3年目となった住民訴訟の16回目の裁判が開かれた。昨年春以降、コロナ禍で全国の裁判所で裁判の期日が大幅に延期になった。本件裁判も同じ。この間に裁判官の人事異動があり、いつの間にか裁判長が交替になった。

担当裁判官が交替になると、新しい裁判官は前の裁判官がして来た訴訟記録をそのまま引き継ぐが、前の裁判官の路線を引き継ぐかどうかはわからない。同じこともあれば、全く変わってしまうこともある。人もいろいろ…裁判官もいろいろ…ということだ。これが吉と出ることもあれば、凶と出ることもある。一方に吉なら他方には凶、一方に凶なら他方には吉だ。

前の裁判長が事件を丁寧に見てくれる人だったのは、原告にとって救いだった。

出口弁護士、曰く、「あの裁判長はとても優秀で、リベラルな裁判官と言われている」。確かに、前の裁判長は、原告に対しても、被告に対しても、いろいろ質問をして事件の内容を正確に理解しようと努力していた。お蔭で、被告市側の説明がおかしいことがどんどん明らかになって行った。

その裁判長が今年の異動で、この裁判の担当から外れた。

昨年夏にこの裁判の担当となったさいたま地方裁判所・第4民事部合議2系の倉澤守春裁判長は、替わったばかりのときに、「証人尋問はしない」と明言し、「もう主張は出尽くしたのではないか」と言い、さっさと結審して判決言い渡し日を決めようという態度を鮮明にした。

被告行政に「助け舟」を出す裁判長の思惑とは？

この裁判で被告は、齊木氏邸に続く市道に沿った宅地3件分を必要とする3人の代替地取得希望者がいたと主張していた。なら、市と希望者の間で取得交渉記録があるはずだから、それを出せとなった。ところが、川合市長が市道認定をする前の時点では、交渉記録が一件もなかったのだ。2件分の交渉記録はあるらしいが、それは川合氏が市道認定した後のものだった。それでも、もう1件分の交渉記録がない。

被告は、もう1件分として寺尾大仙波線の拡張工事に、土地のごく一部がかかる地主の名前を挙げた。交渉記録を見ると1回分しかなく、「来年、話しましょう」と記録されているだけで、その後の続きがない。ないはずだ…拡張工事にかかる部分は、居住用建物がある土地ではなかったから、金銭補償の対象にしかならないことが明らか。

だから、交渉記録がないのだ。被告は手詰まりになった。

そこに登場したのが倉澤裁判長だった。

倉澤裁判長は被告代理人も驚くような、被告に有利な主張整理をしたのだ。

「代替地が何世帯分であったかとは別に、当該地を市道にしなければ齊木氏が購入した土地は袋地になってしまうから、そのために市道が必要だったという論点もある」と言い出した。

原告席の弁護士も被告席の弁護士も裁判長が何を言ったのか一瞬戸惑っている様子だった。被告側の席に並ぶ弁護士や職員も、「俺たち、そんな主張してたっけ？」と表情が固まったまま。確かに、以前、1回くらいそんなことを主張したことがあったようだが、その後は、あまりに現実離れしているだけに、恥ずかしいと思ったのだろう。全く主張していなかった。それを倉澤裁判長が被告を勝たせる切り札として出してきたのだ。驚くというより呆れる。裁判長がこんなことをしていいのだろうか。

この疑問に、原告市民代理人・清水勉弁護士が答えてくれた。

日本の裁判官は官僚、役人です。民ではありません。官に楯突く民が嫌いです。ふつうの民対民の民事裁判ではわかりにくいですが、国民が役所を訴える行政訴訟ではそのことが露骨に出ます。行政訴訟を担当する部の裁判官は、裁判手続も判決も公正、裁判手続は公正だけど判決は官寄り、裁判手続も判決も官寄り、の三種類います。一番の存在は貴重です。

その上、事件処理を早くすることで、最高裁人事局から事件処理能力が高い優秀な裁判官という評価を貰って出世の道をまっしぐら、という考えも持っているのかもしれませんが。住民訴訟の社会的意義なんか関心なし、どうでもいいというところなんでしょうね。前回期日で、この裁判も佳境に入っていると私はお話ししましたが、審理の終了直前まで来たことは間違いないでしょう。

なるほど、官尊民卑は裁判官の世界では顕在なのだ。住民や国民が裁判で自治体や国に勝つのが如何に難しいことなのかということ、改めて実感した。

原告住民代理人が「証人尋問の重要性」を再度主張

立場は違えども同じ法曹人として裁判官の心情もわかっている原告代理人・清水弁護士と出口弁護士は、だからといって「まあ、そんなに手持ち事件が詰まってるなら、とりあえず審理終了で判決どうぞ。控訴するんで」などとは言わない。特に行政訴訟で百戦錬磨の清水弁護士は、チェスの名手のように巧みに駒を進める。

この日（2月4日）の裁判では、清水弁護士が被告主張の曖昧さや、簡単に提出できる裏付け資料の提出しないことを指摘する書面を提出した。袋地問題の主張だから、被告は反論するしかない。倉澤裁判長は袋地問題を自分から言い出した以上、被告に反論の機会を与えなければならない。裁判は細々とではあるが、まだ続く。

4期目当選直後の川合善明市長も法廷に復帰！

だが川合氏には「証拠写真が届いていない」？

さて紹介が遅くなったが、この日の裁判にはしばらく顔を見せなかった川合善明市長が被告人席に復帰した。4期目当選を果たし意気軒昂に、弁護士バッジを襟につけての登場だ。これまでも本紙で報じたとおり、川合氏は本件裁判の「補助参加人」であ

る。被告である川越市が敗訴した場合、補助参加人は市から損害賠償請求される立場だから、同市に負けてもらっては困る。裁判の行方は非常に重要だ。

そんな川合氏にちょっとしたハプニングが起こっていた。清水弁護士が、裁判所と被告、補助参加人に事前に郵送で提出した**証拠（写真撮影報告書）**について、不思議なことに川合氏からだけ、受領書が提出されていなかったのだ。

清水弁護士によれば、新たに証拠として提出した写真は、争点となっている「**齊木氏邸の門前に伸びる市道**」に隣接する齊木氏のもともとの所有地に、**車が通行できるほどの幅の通路が設置されている**写真だという。裁判官に写真を見てもらえば、市道を作らなくても齊木氏は自分の土地を通して齊木氏邸に辿り着けることが一目瞭然。

倉澤裁判長に「**袋地のために市道が必要だった**」と言わせないことが狙いの証拠だ。その証拠を受領した旨の報告を川合氏だけ提出していなかったのだ。

これでは、倉澤裁判長は結審にはできない。写真をみて川合氏が反論する機会も与えなければならない。裁判の期日が終わったあと清水弁護士の事務所に、川合氏から書面は届いていたと、受領書のファックスが送られて来たという。

次回期日はこれまでより一気に加速して、令和3年3月10日(水)午後3時。さいたま地方裁判所にて倉澤守春裁判長ら裁判体が、最終的に証人尋問についてどのような判断を示すかが注目される。